8 安全な暮らし実現プロジェクト

政策目標の概要(A)

近年、安全・安心志向は高まっており、県民は「犯罪や災害の少ない『安全』な群馬県」づくりに大きな期待を寄せており、このような県民の期待に応えるため、安全を確保するさまざまな取組を充実させるとともに、地域全体で支え合う安全な地域づくりを推進する。

				個別.	事業(E)							決算額			事業の評価と改善の力	方向性(H28年)	度予算への対応)
						目標・指標				予算	草額	次 异似			部局評価		財政課評価
事業	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u>f</u>				実績値		目標値						評価 区分	評価の考え方	評価 区分	評価の考え方
(D)	個別事業名 (予算上の事業または事項) 損	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	H22 H23 H24 H25 H26	H25 (前々年度)	H26 (前年度)	H27 (当年度)	H26 当初 (千円)	H27 当初 (千円)	H26 決算 (千円)	H26事業結果		※評 1.廃止・休止・終了 <u>2</u> . 叙	価区分の凡例 品小・一部廃止	·統合 <u>3</u> . 拡充 <u>4</u> . 継
巻管 耳	 里体制の整備																
■ 東	夏日本大震災を踏まえた県地域	防災計画の	見直しを行	うとともに、災害発生時の県の具体	的な行動計画をまとめた	:応急対策マニュアルなどの	「防災マニュア	"ル」の整備を	図り、災害発	生時に迅	速な対応が	が取れるよ	う体制を整備します。				
ß	方災マニュアル整備	総務部	危機管理室	自然災害に対する具体的な県の行動マニュアルとなる「防災マニュアル」を整備するとともに、訓練等を通じた検証により随時見直しを行う。		H23 防災マニュアルの整備 着手 H24 防災マニュアル完成 H25 防災マニュアルの点検、 随時見直し	防災マニュア ルの整備推進		検証による防 災マニュアル	部局予算対応	部局予算対応	-	県地域防災計画の修正 東日本大震災を踏まえた災害対策基本 法の改正等に伴い、国の防災基本計画 が修正されたことや本県におけるH26年 月の大雪に係る対応状況の検証を踏ま え、県地域防災計画を修正した。 ・災害対策本部図上訓練の検証を踏ま え、応急業務マニュアルの見直しを行っ た。	1 しるり、 り り り り り り り り り り り り り り り り り り	の関連法令や防災基本計画の を踏まえ、県地域防災計画を作 ともに、各種訓練を通じた検証 応急業務マニュアルを改善する 後体制を強化するために継続的 が必要。 業務継続計画とも密接に関連・ 継続的な取組が必要である。	を正す によ 災 など、 4 各種 な取 容の	害発生時に備えた対応)整備は重要であり、継 重訓練での検証等を踏る)見直しを行っていく必う
■ 第	と書が万一発生した時に備え、ズ	」 迅速的確な作	· 「報収集・伝	□ 伝達が行える体制・システム及び備	」 蓄物資の整備拡充を図る	」 など、被害を最小限に抑え	る取組を推進し	します。	l					 			
ß	方災情報通信管理運用	総務部	危機管理室	自然災害や緊急事態発生時に迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、防災行政無線をはじめ各種防災情報通信施設を適正に管理運用する。	①情報通信施設点検 ②電話(防災)利用件数 ③震度計設置環境改善・保 全 ④震度計機器更新 ⑤震度計点検、設置環境確 認	3 震度計設置環境改善·保全	用促進 ③ 設置環境 の保全 ④⑤ 機器安	消耗部品交換 による 用 ② 更進 間 の保 3 保 3 保 4 優 8 器 9 の保 8 と 8 と 8 と 8 と 8 と 8 と 8 と 8 と 8 と 8 と	消耗部品交換 による安定 用 ② 更なる利 用促進 ③ 設置環境 の保全	188,965	205,611	154,398	防災情報通信施設の運用 気象注意報・警報の市町村、消防本部、 地域機関への配信 気象警報、地震、各種事故発生時の被 害情報収集 防災情報通信施設の機能維持 保守点検(幹線部分1回/年、端末系 1回/年)の実施 防災・地震解析研究用として、計測震 度計に記録された地震波形データを研究 機関に提供	災害 (災害 () () () () () () () () () () () () ()	が、情報通信ネットワークシステ をお危機事案発生時の情報収算 を設として必要不可欠な設備で がない防災行政無 を平時に一般行政事務に利用す 通信訓練・操作習熟とともに全 は、大削減を図っている。	を発うる。 4 次で発動を表した。 4 次で経動を表した。 4 次では、 1 次では	害等発生時の迅速な性でなっては、 でないステムの運用等であり、継続。 災行政無線についてはで図るため、一層の利用の必要がある。
君	样馬県地震防災戦略推進	総務部	危機管理室	H24年6月に見直した地震被害想定調査における想定被害を可能な限り軽減するための施策等を体系化した地震防災戦略をH25年3月にとりまとめたが、本戦略の効果的な普及推進を図り、減災目標達成等に向け、県・市町村・県民等が一体となって防災・減災対策に取り組む。	・地震被害の軽減 ・地震防災対策の推進	減災目標の達成に向け、県民 や地域が行うと効果的な取組 等を説明 H25:地震防災・減災フォーラ ムを5県民局で開催 H26:地震防災・減災啓発イベ ントを県内6カ所で開催	地震防災戦略 の普及啓発及 び推進体制の 確立	地震防災戦略 の普及啓発及 び推進	地震防災戦略 の普及啓発及 び推進	1,026	1,029	1,026	H25年3月に策定した県地震防災戦略 のH34年度の減災目標を達成するためには、県民や地域による防災・減災対策 (住宅の耐震化・家具の固定、自主防災 組織の結成等)が極めて重要であること から、市町村等と連携し、各種イベントに おいて、防災・減災対策への協力を呼び かけた(計6回、延べ約3,700人が来場)。	図り 4 きん とな	震防災戦略の効果的な普及推 し、減災目標を達成するためにに きま・市町村・県民・関係機関 つて防災・減災対策を推進する 5り、継続。	t、引 地 が一体 4 周知	域や県民に具体的な; ロレ、実践してもらうこと 継続。
ע	火山防災対策の推進	総務部	厄俄官埋至	火山防災対策のうち浅間山・日光白根山については、隣接県、周辺市町村、関係機関と連携しながら、国の防災基本計画に明記する「火山防災協議会」を結成し、より具体的な火山防災対策を推進する。	・大規模噴火に対する避難	いて、融雪型火山泥流に対する防災マップの作成、住民説明会の開催、申し合わせ書の作成等を実施するとともに、なの機関・原地では、一切では、25年8月に浅間山火山防災対策連絡会へ移行。・日光白根山については、26年3月に栃木・群馬両県、関び機関・日本は、25年8日とは、20年2日とは、10年2日とは、10年2日とは、10年2日とは、10年2日とは、10年2日とは、10年2日とは、10年2日とは、10年2日とは10年2日に1	規模順火対策の検討。 ・日光白根山については、 栃木県及び関係の表対等との	ににで難成火的・日に火会警告は係実計、対な検知の地では、大家を対していいがけた、 大家検討日では、 大家を対していいがけたが、 は、	ては具体的で 実践的な作成と 当該計画の作成と 当該計画を がた避難。 ・日光に記訓 ・日光にしては、	226	566	188	〇浅間山火山防災協議会 具体的で実践的な避難計画の作成に 向けた作業に着手しており、コアな部分 の検討を継続して実施した。 大規模噴火対策については、富士山の 噴火避難計画などを参考に検討を継続 し、噴火時の臨時協議会場の選定などを 決定し、引き続き検討を実施した。 〇日光白根山火山防災協議会 H27年度の導入を目標に噴火シナリオ や噴火警戒レベル導入に向けた検討を 継続して実施した。	4 火L び ^b	i火した場合に大きな災害をもた 山防災対策については、国、隣 地元市町村や関係機関と連携し 対応の検討が必要であり、継続.	ちゅ 接県及 4 りー た防 4 1 to	間山における火山活動 ら、火山防災対策の必 層高まっており、関係・ 取組が不可欠であるこ

1, 19,19	\$/_\/	群馬フフン」里	・ノロコビル			事業(E)										事業の評価と改善の方向性	(H28年度予算への対応)
主							目標・指標				予算	草額	決算額			部局評価	財政課評価
な取	施事業						実績値		目標値						評価区分	評価の考え方	評価 区分 評価の考え方
組(B)	~ ~	個別事業名 (予算上の事業または事項) 再 掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	H22 H23 H24 H25 H26	H25 (前々年度)	H26 (前年度)	H27 (当年度)	H26 当初 (千円)	H27 当初 (千円)	H26 決算 (千円)	H26事業結果		※評価区5	
		三県防災協定に基づく連携推進	総務部		H24年度に締結した群馬、新潟、埼玉三県防災協定に基づき、平時からの広域連携の取組として、三県共通カリキュラムに基づく住家の被害認定調査研修を実施する。	よる連携強化 ・三県連携防災体制整備 ・住家の被害認定調査能力 の向上による被災者の迅速	・住家の被害認定調査研修を 開催 H24:実地研修1回 H25:実地研修1回、基礎研修1 回 H26:実地研修1回	よる連携強化 ・三県共同研 究テーマ「住家 の被害認定調	事業の実施による連携強化・三県共同研究 究テーマ「住家	事業の実施による連携強化・三県共同研究テーマ「住家の被害認定調	1,114	634	687	住家の被害認定調査実地研修及び基礎研修を開催した。 参加人数 実地研修・県 8名、市町村32名参加 基礎研修・県18名、市町村38名参加	4	災害時の円滑な調査体制を維持するためには、引き続き、各県・各市町村と連携し、研修会等を通じて、調査員の育成・確保に努めるとともに、県内の広域応援及び三県間(三県防災協定)での広域応援体制の充実を図る必要がある。	被災者が各種支援制度を活用する際などに不可欠な市町村の「罹災証明」の、的確・迅速な発行のため、被害認定を行う調査員の育成は必要であり、継続。
		危機管理·防災対策推進	総務部	危機管理室	危機管理体制の整備を図るとともに、 防災に関する啓発を推進し、災害の発 生に備える。 またテロや武力攻撃等の緊急事態に 備え、国民保護対策を推進する。	県民の生命、身体、財産及び安心・安全な県民生活を確保すること。 迅速的確な情報収集を始めとする危機管理体制を整備すること。関係機関との連絡体制を強化すること。と、	雨期における増強体制の確立 24時間365日の宿日直体制の 継続	災害対策本部 実施室設置検 討	災害対策本部 3 実施室整備 注 国民保護に向 けた準備	火合対象本部実施室の設置	14,862	14,974		24時間365日の宿日直体制(適宜増強体制)の継続 地域防災計画の修正及びこれを踏まえた総合防災訓練や災害対策本部図上訓練を実施した。		いつ起こるかわからない災害等に備え て、引き続き対策を推進する。	総合防災訓練や図上訓練等を実施 4 し、災害に備えるための経費であり、 継続。
		被災者生活再建支援 新規	総務部	危機管理室	自然災害により住宅に著しい被害を受けた被災者が早期に生活の再建を図ることを支援する。		H27: 被災者生活再建支援制 度の創設・施行	-	-	市町村と連携 した被災者生 活再建支援制 度の創設	-	18,000		平成27	/年月	度新規事業のため、事業	平価対象外
		被災者受入れのための民間賃貸 住宅等借り上げ	総務部	危機管理室	東日本大震災による県内への避難者 に対し、民間賃貸住宅等を借り上げ、応 急仮設住宅として提供。	-	_	-	-	-	209,506	157,364		東日本大震災による被災県からの要請を受けて、災害救助法に基づき、市町村や関係機関等と連携し、避難者に対して応急仮設住宅の供与等を実施した。	4	東日本大震災に伴う被災者への応急 仮設住宅の供与期間については、最長 で129年3月まで延長されており、被災地 の復興状況等を踏まえると、今後も継続 的な支援が必要である。	東日本大震災に伴う被災地からの 選難者に対して、被災県からの要請 に基づき住宅を供与するための経費 であり、継続。
		防災航空隊運営	総務部	消防保安課	防災ヘリコプターによる消防防災業務 の充実を図り、広域・複雑化する災害や 一刻を争う救急・救助に高速かつ機動的 に対応する。	緊急出動回数	H22 141件 H23 129件 H24 171件 H25 194件 H26 218件	100件超	100件超	安全確実な運航と整備を継続し緊急出動に備える。	179,815	247,771		緊急運航件数:218件(火災防御16、 救助64、救急108、災害応急対策5、広域 応援25) 救急救助搬送人員:142人 運行回数:452回 飛行時間:368時間 ドクターへりとの連携 ドクターへり的運用:10件 ドクターへリへの傷病者引継:11件	4	ヘリコプターの機動力を活かした活動 は、災害や事故から県民の生命・身体・ 財産を守る上で必要不可欠なものとなっ ている。 また、ドクターヘリとの連携により、ドク ターヘリのより効果的な活動にも大きく寄 与している。	消防・防災や救助活動等に不可欠 4 な防災へりの運航に要する経費であ り、継続。
		被災対策整備	警察本部	警察本部	大規模災害の発生に備え、活動拠点と なる警察施設や装備品を整備する。	警察施設、装備品の整備	-	整備の推進	整備の推進	整備の推進	58,874	42,800	41,086	① 装備資機材、備蓄食糧の整備拡充を図った。② 前橋東署及び西片貝町庁舎の非常用発電機の更新整備を行った。	4	① 大規模な災害等が発生した際に警察機能(基盤)を確保するため、計画的に整備してきた。 今後も、被災対策を効果的に推進するため、装備資機材や備蓄食糧の整備を継続する必要がある。 ② 非常用発電機については、5カ年計画で進めてきた更新整備がH27年度で終了するが、今後は設備の長寿命化を図るための補修工事や減耗更新など、適切な維持管理に努める必要がある。	装備資機材や備蓄食料、警察施設の非常用発電機等について、計画的な整備が図られた。 今後も、災害 整登、時に万全の対応がごきるよう、語数、装備資機材、備蓄食料の適切な維持管理、計画的な整備・更新が必要であるため、継続。

	F局ノフン」重点フロジェ				事業(E)							计位于			事業の評価と改善の方	向性(H28	年度予算への対応)
						目標·指標	Į			予算	草額	決算額			部局評価		財政課評価
事業	新規					実績値		目標値					H26事業結果	評価 区分	評価の考え方	評価 区分	評価の考え方
(D)	個別事業名 (予算上の事業または事項) 再 掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	H22 H23 H24 H25 H26	H25 (前々年度)	H26 (前年度)	H27 (当年度)	H26 当初 (千円)	H27 当初 (千円)	H26 決算 (千円)	11207		※評値 1. 廃止・休止・終了 2 . 縮	西区分の凡 小・一部廃	
	災害時多言語情報センター設置運 営訓練	生活文化スポーツ部	多文化共生	災害時多言語情報センター設置運営 訓練等の事業により、外国人県民及び 日本人県民の防災意識を啓発する。	訓練個所数	H24 1箇所 H25 1箇所 H26 1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1051	839	1,014	災害時に在住外国人に対して正確な情報提供を行う災害時多言語情報センターの設置・運営のための訓練を前橋市で実施、前橋市と共催)。意識啓発シンポジウム(1回、参加者57名) 災害時外国人通訳ポランティア養成講座(1回、参加者58名) 災害時多言語情報センター設置運営訓練(避難所を想定した訓練)(1回、参加者58名)	避協置行 4 2 3 3 3 4 3 3 3 3 3 4 3 3 3 3 3 3 3 3	災害時に県災害対策本部が設置で 難所が開設された場合、県は市 引動で災害時多言語情報センターを む、外国人に対する適切な情報提 ううこととなっている。 実際の災害時に備え、通訳ボラン を養成するとともに、避難所及びも 一が開設された場合を想定し、通 ンティアや外国人の参加によりおい 共同で設置運営訓練を実施する切 を行う上で非常に重要である。 今後も引き続き、市町村や関係機 連携し、効果的な事業実施を図って	村設供テン沢町と支製と	災害時に外国人避難を円滑に行 い、被害を最小限に抑えるため、継 続。
	写生可能エネルギー等導入推進 基金事業	環境森林部	環境エネル ギー課	再生可能エネルギー等の地域資源を活用し、自立・分散型エネルギーシステムを導入し、災害に強く、低炭素な地域づくりを推進することを目的に、再生可能エネルギー等の導入を促進・支援する。			①2箇所 ②0箇所	①42箇所 ②5箇所	①12箇所 ②0箇所	1,355,805	428,344	541,461	①公共施設 前年度からの繰越2事業を含む17事業(市町村17事業)が完了した。また、12事業(県6事業、市町村6事業)の設計委託を行った。 ②民間施設 事業の公募を行ったが、応募がなかったため事業を中止した。	1 と 洞 ル	H25年度に造成した「群馬県再生店 ホルギー等導入推進基金」を活用 、これまでに、16施設で計296.2kV 場光発電設備と、17施設で計350.2k り蓄電池を導入。大規模な災害に低 ともに、年間179.51tの二酸化炭素 した。 なお、本事業は「群馬県再生可能・ ギー等導入推進基金条例」に基づ 27年度末をもって終了する。	し /の太 Wh 続える 1 を削	当該基金の総額は18億円で、平月 26年度は、地域の防災拠点17施設 に設備を導入し、災害に強く低炭素・ 地域づくりを推進することができた。 事業期間はH25年度からの3か年、 なっており、H27年度をもって事業終 了の予定。
Ŧ	景境放射能水準調査	環境森林部	環境保全課	原子力発電施設等の放射能の影響を 正確に評価するために、広範囲の地域 において環境放射能測定を実施する。	①モニタリングポストによる 空間放射線量率の測定 ②降下物・陸水・土壌・食品 等の放射能核種分析	①通年連続測定 ②サンブル数 H23 783件 H24 118件 H25 128件 H26 123件	定	①通年連続測 定 ②サンプル数 119件	定	8,850	9,212	8,222	国と契約した調査項目を完全実施する とともに、結果についてはホームページ や「放射線対策現況」等で広く県民に周 知した。	計 4 も	国からの継続的な環境放射能監視 も調査事業であるため、全て実施し しばならない。 これまでも調査を完遂してきたが、 、県民の安全・安心な生活の実現)、調査事業を継続する必要がある	なけ 今後 のた	県民が安全・安心な生活を送れる。 5、国の基準に基づく放射能測定は 要であり、継続。
ħ	女射線対策	環境森林部	環境保全課	放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、市町村が実施する除染への協力や除染状況の調査を行う。	除染対象市町村の除染の進捗割合	H23 - H24 64% H25 93% H26 99%	85%	100%	100%	365	199	92	正確な空間放射線量を測定するために、測定器(サーベイメータ)の校正を行い、汚染状況重点調査地域指定市町村への貸出しや県有施設の空間線量の測定を行った。	使 4 定 し	県内の除染がほぼ終了したことか 注用実績等を勘案し、最低限必要な 1台)のみの校正としている。今後も 解除モニタリング等で市町村へ貸 等を行い、指定解除に向けて支援 く必要がある。	:台数 、指 し出 4	全市町村の除染の完了にむけ、協力・調査を継続。
	枚射性物質汚染対処特別措置法 遵守状況監視	環境森林部	廃棄物・リ サイクル課		立入検査数	H24 25施設 H25 25施設 H26 25施設	25施設	25施設	25施設	640	648	278	放射性物質汚染対処特別措置法に基づ 〈特定一般廃棄物処理施設である焼却 施設及び最終処分場から排出される排 出ガスや排出水の放射能濃度の基準の 適合状況を立入検査等により監視した。 対象全25施設が基準に適合していた。	射 4 度 年	生却施設から排出される焼却灰等の 対能濃度は下がり続けているものの 対スや最終処分場放流水の放射 は、施設の適正管理により基準り またれることから、引き続き施設の に、の監視を行うことが重要である	、排 能濃 下に 管理	基準の遵守状況を確認するため、 入検査等は継続。
ş	炎害医療対策 再掲	健康福祉部	医務課	東日本大震災を踏まえ、群馬県の災害 医療体制を充実。	群馬DMAT隊員登録数	H22:110人 H23:135人 H24:152人 H25:213人 H26:249人	計150人	計160人	計160人	2,586,468	1,362,359	800	災害医療コーディネーター等の設置、 災害医療研修、DMAT関東ブロック訓練 の実施等により災害医療体制の向上を 図った。	数 4 か り	災害医療サブコーディネーター、地 害医療サブコーディネーターの設 り、災害医療コーディネート機能の 図られた。今後は、研修の実施等 コーディネーターの資質向上、関係 関の連携を確保していく必要がある	置に 強化 によ な機	災害発生時にも確実に医療が提供 される体制を整備するための経費で あり継続。
近	弊都県との防災へリの相互応援	協定の締結	などをはじ	めとし、民間事業者や団体等との選	連携強化を図ります。	1	1	1	1	•			1	' '		1 1	
	関係団体と協力し、災害時等に必	要となる医	薬品の備書	きを行います。 	1	1	1	T	T				Γ		/// ch	_, . I	
<u> </u>	炎害用医薬品備蓄等	健康福祉部	薬務課	県地域防災計画に基づく医薬品及び 医療機器等の備蓄を県医薬品卸協同組 合と県医療機器販売業協会へ委託す る。	備蓄品目数	医薬品 医療機器等 H22 80品目 38品目 H23 86品目 38品目 H24 86品目 38品目 H25 97品目 38品目 H26 97品目 38品目	通備蓄委託と 併せて、他の 関係団体等と	医薬品等の流 通備蓄委託と 併せて、災害 時に従事する 薬剤師の研修 を行う	国、県の防災 計画等の改訂 にあわせて適	2107	2138	2,086	契約に基づ〈医薬品等の流通備蓄、防 災訓練、備蓄医薬品等の点検を行い、災 害時に備えた危機管理に努めた。 また、災害時に従事する薬剤師の研修 を行い、人材育成に努めた。	く が は が ま た	災害の発生確率は年々大きくなっことから、医薬品等供給体制及び清蓄医薬品等の品目、数量について 前断に見直しを実施することが必要また、災害時の供給体制の確保を め、災害時衛星電話の整備が必ずることから、拡充。	充通 こ、定 。 4 図る 要で	災害時の医薬品等の確保に要する 経費であり継続。 なお、供給体制については、医療・ 福祉を含めた総合的な災害時の連維 体制を検討した上で、H28当初予算で 検討。

				10万):	事業(E) T							決算額			事業の評価と改善の方向	リエ (H2 	
古						目標・指標	Ę.			予算	算額				部局評価		財政課評価
事業	# #	f P				実績値		目標値					 	評価:	評価の考え方	評価 区分	
D (個別事業名 (予算上の事業または事項) 	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	H22 H23 H24 H25 H26	H25 (前々年度)	H26 (前年度)	H27 (当年度)	H26 当初 (千円)	H27 当初 (千円)	H26 決算 (千円)	□ 2 0尹未帕木		※評価 1. 廃止・休止・終了 <u>2</u> . 縮小		
新型イ	ンフルエンザ対策																
■強	毒性の新型インフルエンザの	発生に備え、	医療体制の	の整備を進めるとともに、県民一人	ひとりの感染予防の取組	や家庭、事業所等における	事前準備を使	足進します。									
新	析型インフルエンザ等対策	健康福祉部	保健予防課	高病原性の新型インフルエンザ等の発生に備えて、診療を担う医療機関の確保、機能強化を図るとともに、医療訓練の実施、社会機能を維持するための体制の整備を行う。	施設·設備整備補助医療機 関数 ①入院協力医療機関数 ②外来協力医療機関数	门入院 H22:53 H23:57 H24:61 H25:61 H26:61 C2外来 H22:71 H23:77 H24:91 H25:100 H26:114		①入院:61 ②外来:114	①入院 :61 ②外来 :128	113,821	48,960	99,327	医療機関に対してHEPAフィルター付きパーテーションや個人防護具等の購入終費を補助した。 抗インフルエンザウイルス薬(リレンザ) の追加備蓄を行った。 新型インフルエンザ等の発生に対応するため、医療訓練を県内3か所で実施した。 新型インフルエンザ等の発生に備え、 振型月を中心とした現地対策本部連絡 調整会議を開催し、連携体制の構築を 図つた。	才 4 文 後	発生した場合、世界的大流行が危性 れる、高病原性新型インフルエンザ等 対応できる体制をさらに整えるため、 をも医療機関の機能強化、県民の予 大蔵の醸成等、事前の対策を強化す	:に 今 4 防	新型インフルエンザの発生に ための施設整備等に要する経 り継続。
家畜伝	染病対策	'			•	1	1	1	•	•	•	•				•	
	蹄疫や高病原性鳥インフルエ	ンザなどの物	寺定家畜伝	染病の発生予防及びまん延防止を	図ります。												
家	家畜伝染病予防	農政部	畜産課	家畜伝染病予防法及び牛海綿状脳症 対策特別措置法に基づき、家畜伝染病 の発生予防、発生予察を行うとともに、 発生があった場合は速やかにまん延防 止措置を図る。	家畜伝染病の発生頭数	H22:23頭 H23:32頭 H24:11頭 H25:6頭 H26:4頭	23頭	22頭	21頭	127,898	134,428		家畜伝染病予防法に基づき、118,196 頭について家畜伝染病の検査を実施し、 ヨーネ病の患畜4頭を摘発した。発生農 場では、患畜の処分と消毒の徹底ととも に立入検査を実施して、まん延防止を 図った。	4 担	法令に基づく事業であり、家畜の伝: 接病の発生予防、発生予察とともに 患やかなまん延防止を図るために、引 売き事業実施が必要である。	-	法に基づく必要不可欠な監視 査・処分業務などであり、畜産 安定と県民の食の安全・安心研 ため継続。
総	R畜衛生技術指導(家畜衛生技術 8合推進)(家畜衛生施設整備) 家畜衛生指導事業)	農政部	畜産課	家畜衛生に関する基礎的情報の収集、生産性を阻害する疾病や危害要因等の調査・検査・分析を行い、畜産農家等に対して衛生指導を実施する。	家畜の衛生検査頭羽数	H22:62.454検体 H23:72,788検体 H24:63,541検体 H25:72,570検体 H26:60,223検体	64,000検体	64,000検体	63,000検体	12,761	12,570) 11,114	飼養衛生管理基準の遵守を指導し、特定家畜伝染病防疫指針の周知を図った。また、特定家畜伝染病の発生に備え、防疫演習を実施した。さらに、家畜疾病の検査効率向上のため検査機器を整備した。	4 全	家畜衛生対策は、安定した畜産経営 基本となり、生産段階における食の安全・安心を確保するうえでも重要であった。 から、生産者や関係機関に対する指 対合・機器の整備は、今後も必要である。	: るこ á導 4	衛生管理は、安定的な畜産組基盤である。各農家の日々の 基盤である。各農家の日々の みはもとより、関係機関による 検査体制を維持していく必要が め、継続。
地	也域獣医療支援	農政部	畜産課	獣医学を専攻する学生のうち、卒業後 群馬県内で獣医師として産業動物診療 業務等に従事しようとする学生に対し、 修学資金を貸与する。	産業動物獣医師修学資金貸 与者数	H22:5人 H23:9人 H24:12人 H25:15人 H26:14人	15人	18人	29人	13,141	13,141	10,252	H22年度1名、23年度4名、24年度3名、 25年度4名、26年度2名、合計14名に対し て産業動物獣医師修学資金を貸与した。 H26年4月現在、4名が産業動物獣医師と して従事(県職員2名を含む)している。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	H26年度までの貸与者23名(途中辞4名、資格未取得者1名を含む)のうが、本県で産業動物獣医師としてない。今後さい不足が予想され、 主戦動物獣医師を確保するために事 の継続が必要である。	ち4 £事 る 4	産業動物獣医師の確保は、 畜産振興を図る上で重要であ ら、継続。
災業	《害拠点病院等施設設備整備事 集	健康福祉部	医務課	大規模災害に備え、災害拠点病院の施設・設備の充実、広域医療搬送や特殊災害に対応できる体制を整える。 ・NBC災害・テロ対策設備整備費補助	災害拠点病院のうちへリポート整備病院数 (整備病院数/災害拠点病 院数)	H22: 2/13 H23: 2/15 H24: 4/17 H25: 4/17 H26: 4/17	5/17	5/17	7/17	10,000	272,052	14,000	前橋赤十字病院のNBC災害テロ対策 設備整備の補助を行うとともに、二次教 急医療機関の耐震診断費用の補助を行 うことにより、災害時の医療体制の整備 を図った。	1 1	災害拠点病院の耐震化については 3完了したが、二次教急医療機関の 1度化を図っていくことが必要である。	fiel	災害拠点病院の機能を維持 めの施設・設備整備費に対す であり継続。
<u>-</u> テロ対					1				_ I	1						1	
■武	プカ攻撃やテロに伴う災害に対	処する体制될	を備に努め	ます。													
危	5機管理・防災対策推進 ‡	総務部	危機管理室	危機管理体制の整備を図るとともに、 防災に関する啓発を推進し、災害の発 生に備える。 またテロや武力攻撃等の緊急事態に 備え、国民保護対策を推進する。	県民の生命、身体、財産及び安心・安全な県民生活を確保すること。 迅速的確な情報収集を始めとする危機管理体制を整備すること。関係機関との連絡体制を強化すること。	雨期における増強体制の確立 24時間365日の宿日直体制の 継続			災害対策本部 実施室の設置 国民促議宝動	14,862	14,974	10,495	24時間365日の宿日直体制(適宜増強 体制)の継続 地域防災計画の修正及びこれを踏まえ た総合防災訓練や災害対策本部図上訓 練を実施した。		いつ起こるかわからない災害等に備 、引き続き対策を推進する。	fえ 4	総合防災訓練や図上訓練等 し、災害に備えるための経費で 継続。
■ テ		収集や捜査	Eの徹底を	」 図るとともに、テロの標的となる重要	・ 死施設に対する警戒警備等	」 等諸対策を推進します。	1	1	1	1	I	-	<u> </u>	<u> </u>			
	テロ等の危機管理対策			テロを未然に防止するため、情報収集 や捜査の徹底を図るとともに、テロの標 的となる重要施設に対する警戒警備等 諸対策を推進する。	テロの未然防止	H22:テロの発生なし H23:テロの発生なし H24:テロの発生なし H25:テロの発生なし H26:テロの発生なし	テロの未然防止	諸対策の推進	諸対策の推進	部局予算対応	部局予算 対応	41,086 の一部	・関係機関との共同実動訓練の実施 ・広域緊急援助隊合同訓練の実施 ・重要施設に対する警戒警備の実施	4 4 文	テロの未然防止を図るため、各種情 双集及び捜査を徹底するとともに、公 改通機関やライフラインなど重要施設 対する警戒警備等の諸対策を推進す な要がある。	共 に 4	テロの未然防止を図るため、 き、情報収集・捜査の徹底、警 等を実施していく必要があるた 続。

【「<u>は</u>

					個別爭	事業(E)							th for the			事業の評価と改善の方向性	(H28年度予算への対応)
							目標・指	漂			予算	類	決算額			部局評価	財政課評価
事業		新					実績値		目標値						評価 区分	評価の考え方	評価 区分 評価の考え方
0	個別事業名 (予算上の事業または事項)	人 担当 再 掲	台部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	H22 H23 H24 H25 H26	H25 (前々年度)	H26 (前年度)	H27 (当年度)	H26 当初 (千円)	H27 当初 (千円)	H26 決算 (千円)	H26事業結果		※評価区ダ 1. 廃止・休止・終了 2 . 縮小・-	分の凡例 一部廃止・統合 <u>3</u> . 拡充 <u>4</u> . 継続
• 交	を通事故の防止																
罪文																	
利	犯罪の抑止と検挙に向けた警	察活動を	推進し	ます。													
3	犯罪抑止総合対策	**************************************	紧本部	警察本部	県・市町村、防犯ボランティア、地域住 民等と連携し、地域住民が不安を感じて いる犯罪を重点とした犯罪抑止活動を行 うとともに検挙に向けた諸対策を推進す る。	刑法犯認知件数	H22: 22,211 H23: 20,981 H24: 20,330 H25: 18,820 H26: 17,782	減少	減少	減少	20,281	51,581	17,400	H17年以降10年連続で、刑法犯認知件 数を減少させることができた。	4	刑法犯認知件数を毎年減少させることができたが、安全・安心を誇れる群馬県を実現するため、犯罪の抑止と検挙に向けた警察活動を継続して実施していく必要がある。	刑法犯認知件数の減少など、の成果が認められる。今後も、町村、関係機関・団体、防犯ポ4・ディア、地域住民等との連携・損もと、県民の安全な暮らしの要がある。機続。
	事件、事故等に対する即応体制の 確保	**************************************	8本部	警察本部	110番通報に対し、通信指令による一元的な指揮の下に、迅速な緊急配備等の発令及びパトカーを始めとした警察機動力やヘリコプターの航空警察力を集中運用することにより、事件・事故へ的確に対応する。	①110番受理件数 ②ヘリコプタ一飛行回数	①110番受理件数 H22:143,090 H23:148,788 H24:148,005 H25:150,841 H26:152,215 ②ヘリコブタ一飛行回数 H22:384 H23:396 H24:376 H25:395 H26:371	即応体制の確保	即応体制の確保	即応体制の確保	366,099	436,755	364,807	① 110番通信指令システムを活用し、パトカーや警察官、ヘリコプターを現場に急行させ、事件・事故に即応した。 ② ヘリコプターが現場のパトカーや警察官と連携して、現場の状況を集約・共有し、迅速・的確な被疑者の検挙や人命救助等の初動警察活動を推進した。	4	110番通信指令システムやヘリコプターの整備等を推進してきたが、引き続き、事件・事故への迅速・的確な対応を徹底するため、即応体制の確保を推進していく必要がある。	引き続き、県民の安全な暮ら 現に向けた体制を確保する必! 4 るため、継続。 システムやヘリコプター等の) 維持管理が求められる。
i i	高崎北警察署(仮称)新設整備	新舞規	聚本部	警察本部	警察署再編整備計画に基づき、高崎 警察署を分割し、高崎北警察署(仮称) を新設する。	新設整備				用地の測量、 鑑定評価等		7,616		平成27	'年度	ま新規事業のため、事業 に	評価対象外
	警察施設基盤整備	数であ	紧本部	警察本部	老朽、狭隘、劣悪環境にある交番・駐 在所の移転新築	交番、駐在所の新築整備	H25:二之宮駐在所完成 H26:新前橋交番完成 川原湯駐在所設計	の新築整備に 係る地質調	用地造成、用	川原湯駐在所 の新築整備	42,000	39,800	52,041	前橋警察署新前橋交番を移転・新築整備し、長野原警察署川原湯駐在所新築設計業務を行った。		地域の安全・安心の確保及び県民等、 来所者への行政サービスを図るために は、事業を継続ていく必要がある。	警察活動の基盤となる警察が 整備に要する経費であるため、 4 多くの施設が老朽化している ら、計画的に老朽化対応を実施 く必要がある。
· ·	県民生活に大きな脅威を与え [・]	ている重	要犯罪	や重要窃	る ないの徹底した検挙を図ります。		ı	ı	1	'							'
	広域·科学捜査 (重要犯罪·重要窃盗犯検挙)	<u></u> 발동	≅本部	警察本部	重要犯罪(殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐、人身売買及び強制わいせつ)や重要窃盗犯(侵入盗、自動車盗、ひったくり及びすり)の徹底的な検挙を図る。	① 重要犯罪検挙率	①重要犯罪検挙率 H22:85.0%(全国62.4%) H23:87.5%(全国63.4%) H24:90.1%(全国65.1%) H25:83.0%(全国63.4%) H26:92.4%(全国68.2%) ②重要窃盗犯検举率 H22:70.3%(全国47.7%) H23:67.5%(全国48.0%) H24:63.4%(全国48.8%) H25:69.0%(全国47.5%) H26:69.2%(全国51.5%)	更なる推進	更なる推進	更なる推進	479,896	292,882	512,210	県民生活の安全と平穏を確保するため、重要犯罪、重要窃盗犯検挙を重点とし、組織を挙げて諸対策を推進した結果、H26年は・重要犯罪検挙率92.4%・重要犯罪検挙率は前年比で増加し、主要犯罪検挙率は前年比で増加し、全国平均を大きく上回っている。また、重要犯罪検挙率は、前年比で増加し、全国平均を大きく上回るとともに過去10年間ではH22年に次ぐ高率を記録した。	4	犯罪の予防や検挙に必要不可欠な事業で、成果を挙げているが引き続き、県民が真に安全・安心を実感するためには 更なる諸対策を推進していく必要がある。	重要犯罪検挙率、重要窃盗犯率ともに全国平均を大きく上回。 本ともに全国平均を大きく上回。 をあげている。引き続き、県民生 安全を確保するために必要な彩 あるため、継続。

137:	こりて	詳馬プラン」重点プロジェ	クト推進	シート		← alle. / \											let 7.	
					個別 [事業(E) 	目標・指標	5			予算	车力石	決算額			事業の評価と改善の方向	性(H28	
施	事										丁∮	早祖			評価!	部局評価	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	財政課評価
策 (C)	業	個別事業名 (予算上の事業または事項) 再	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	実績値 H22 H23		目標値		H26 当初	H27 当初	H26 決算	H26事業結果	評価 区分	評価の考え方	評価: 区分:	
		深刻化する振り込め詐欺等匿名性	生の高い知能	能犯罪や暴	よ力団による犯罪、組織的な銃器・ 3	を物の密売、来日外国人 	H24 H25 H26 犯罪組織による犯罪等への	H25 (前々年度))対策を推進し		H27 (当年度)	(千円)	(千円)	(千円)			1. 廃止・休止・終了 2. 縮小		
		組織・来日外国人犯罪対策	警察本部	吉尔华即	振り込め詐欺等匿名性の高い知能犯 罪、暴力団による犯罪、組織的な銃器・ 薬物の密売及び来日外国人犯罪組織に よる犯罪等への対策を推進する。	暴力団の検挙人員	H22:438人 H23:463人 H24:430人 H25:447人 H26:444人	更なる推進	更なる推進	更なる推進	35,014	35,161		①振り込め詐欺等の特殊詐欺対策関係 ・大学生グループによる息子を騙る借金返済名目のオレオレ詐欺事件の検挙 ②暴力団・銃器対策関係 ・暴力団による渋川市内の一般企業に対する拳銃発砲事件の検挙 ・館林市内における拳銃使用殺人事件の検挙 ・館林市内における拳銃使用殺人事件の検挙 ・稲川会傘下組長らによる組織的覚醒 ・稲川会傘下組長らによる組織的覚醒 ・稲川事件の検挙 ・下仁田町地内レイブ会場における薬物乱用事件の検挙 ・大田市内におけるベトナム人による彩 ・大田市内におけるベトナム人による彩 ・県廃棄物・リサイクル課等関係機関車 連携したヤード(輸出等を目的として、車 連携したヤード(輸出等で囲まれた施設)立入りの実施	年むしす要 ②発学穏引等化除者必 ③然険ネ状げる ④件各	・特殊詐欺の認知状況については、Hにから増加に転じ、特にオレオレ詐欺を指振り込め詐欺の認知件数は大幅に増かており、引き焼き振り込め詐欺の認知件数はかをはじめる特殊詐欺に対する取締りの強化が必である。 システステステステステステステステステステステステステステステステステステス	含加とふ … (会… 。1) ☆ 非るが … 一つ あ 事	特殊詐欺や組織犯罪、来日外国人犯罪等から県民を守り、安全な暮らしを実現するために必要な経費であるため、継続。特殊詐欺については近年認知件数が増加を続けており、県・市町村・事業者・各種団体が一体となって被害防止に向けた諸対策を強化していく必要がある。
		国際人材育成事業	警察本部		国際感覚を有する人材の育成と裾野 拡大を図ることにより、治安の重大な脅 威となっている犯罪のグローバル化対策 や安全・安心な群馬県の実現に向けた 国際対策を強力に推進する。	国際人材の育成(海外語学 研修)	H25:1人 H26:1人		国際人材育成 関係施策の推 進		1,500	部局予算対応	1,413	ベトナム語通訳官の男性警察官1人 を、ベトナム社会主義共和国ホーチミン 市に62日間派遣した。	地 4 の 感 が	県内需要の高い2カ国語について、現 2の人と接することで、様々な表現方法 2の人と接することで、様々な表現方法 発音を学ぶことができた。まと、現地 生活から、その国の風俗、習慣等を体 できた。み外語学研修を推進してきた く、引き続き、国際人材育成事業につい は、推進していく必要がある。	き で 本 4	犯罪のグローバル化に対応するための人材育成を進める必要があり、継続。 これまで、ブラジル・ベトナムの2カ国へ の派遣を実施しているが、その成果をしかりと検証し、今後の人材育成施策に活かしていくことが必要である。
		危険ドラッグ対策強化	健康福祉部	薬務課	危険ドラッグによる健康被害を未然に 防止するため、製品の買上検査や青少 年への啓発事業を実施する。 薬物濫用防止条例に基づき、危険ド ラッグに係る広報啓発や指導・取締りを 強化する。	危険ドラッグ買上検査数	H24【新規】: 10製品 H25 : 17製品 H26 : 3製品	20製品	20製品	20製品	2,178	4364	1,508	県外のインターネット販売業者1店舗から3製品を買い上げ、県食品安全検査センターで検査を実施したが、違法成分は検出されなかった。また、危険ドラッグに特化した啓発用のポスター及びリーフレットを作成し、リーフレットについては県内の全高校生に配布した。なお、危険ドラッグ対策強化の一環として「群馬県薬物の濫用の防止に関する条例」を制定した。	の果あ、基乱にき	警察と連携の上、危険ドラッグ販売店 立入調査及び買上検査を実施した結 も、H26年11月をもって、最大時7店舗 った県内の販売店はゼロとなった。 今後は、H27年3月に制定した条例に ごさ、危険ドラッグを始めとする薬物、 用防止の啓発を県民運動として強力 推進するとともに、取締りに関しては、 続き、警察と連携の上、対応を図って べ必要がある。	の ⁴	指定薬物の取り締まりや危険ドラックの危険性についての啓発に要する 経費であり継続。
				消費生活課	、ひとりの自主防犯意識の高揚を図 県民の自主防犯意識の向上や、防犯に必要な知識の習得により、地域の防犯力を向上させるため、県民防犯の日啓発事業の実施、防犯出前講座の開催、各種啓発資料の作成等を行う。	ります。 ①県内刑法犯認知件数 ②県内振り込め詐欺認知件 数	① H22 22,211件 H23 20,981件 H24 20,330件 H25 18,820件 H26 17,782件 ② H22 115件 H23 78件 H24 56件 H25 128件 H26 238件 (曆年)	対前年比で減少	対前年比で減少	対前年比で減少	1,898	1,972	,	防犯出前講座(93回)、防犯展示(8回)の 実施、県民防犯の日啓発事業の実施(1 箇所)、振り込め詐欺被害防止マニュア ル配布(約60,000人)、緊急雇用創出基 金事業による防犯キャンペーン隊啓発 (69回)。	8 ¦振 4 ¦続 Li	刑法犯認知件数は減少傾向にあるが もり込め詐欺が急増しているため、引き もき、警察、市町村、地域住民等と協力 て防犯意識の普及啓発を図ることが である。	f 4	県民の自主防犯意識向上のため、 継続。

		, ,,,,,,,		(PJ8 	事業(E)										事業の評価と改善の方向性	(H28年度	要予算への対応)
						目標・指標	Į			予算	類	決算額			部局評価		財政課評価
を 事	≨ 新	;				実績値		目標値						評価	評価の考え方	評価:	評価の考え方
		担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	H22 H23 H24 H25 H26	H25 (前々年度)	H26 (前年度)	H27 (当年度)	H26 当初 (千円)	H27 当初 (千円)	H26 決算 (千円)	H26事業結果		※評価区 1. 廃止・休止・終了 <u>2</u> . 縮小・-		統合 3. 拡充 4. 継続
	子どもの危険回避能力を高め、子	とどもの安全	を確保する	るとともに、規範意識の醸成など少年	手の非行防止に努めます	•											
	少年非行防止対策	警察本部	警察本部	少年補導・相談活動等により、少年の 規範意識の醸成と非行防止に努める。	不良行為少年補導人員	H22:21,546人 H23:22,166人 H24:20,354人 H25:17,639人 H26:12,820人	不良行為少年(の減少	不良行為少年 の滅少	不良行為少年の減少	6,274	7,701	5,460	① 少年の健全育成を目的にぐんま武道館において群馬県少年柔道剣道大会を開催した。 ② 少年の規範意識の醸成、健全育成な図るため、地域社会が一体となった居場所づくり活動、ボランティアと連携した県下一斉補導活動、非行防止・薬物乱用防止教室による啓蒙活動を実施した。 ③ 少年の使用する携帯電話のフィルタリング100%普及を目指した広報啓発活動を推進した。	年は緑 確均少要	H26年度に成果目標は達成したが、少 Fの健全育成と非行を防止するために は不可欠な事業であり、今後も事業を継 見して実施していく必要がある。 今後も学校その他関係機関との連携を 確保し、少年の規範意識の由上及び地 就社会との絆の強化を図るために、非行 少年を生まない社会づくりを継続する必 更がある。	4 を連 有成	き続き、学校や関係機関・団体等 携のもと、少年の非行防止・健全 に向けた取組を推進する必要が ため、継続。
	子ども・女性の安全確保対策	生活文化スポーツ部		子ども向け防犯出前講座、地域安全マップ指導者養成・作成支援、防犯教育ボランティアの養成や、女子中高生をお対象とした防犯出前講座の実施などにより、子ども・女性の安全確保に努める活動を推進する。	①子ども(18歳以下の男女) ②若い女性(19歳以上) ※不審者から声を掛けられたり、付きまとわれたりするいわゆる「声かけ事案」で、 犯罪件数とは異なる	① H22 699件 H23 753件 H24 827件 H25 823件 H26 677件 ② H22 240件 H23 355件 H24 344件 H25 318件 H26 223件 (曆年)	対前年比で減 : 少 :	対前年比で減 少	対前年比で減 少	4,481	4,399		子ども向け防犯出前講座(183回)、女性向け防犯出前講座(16回)、地域安全マップづくり指導者研修(1回)、地域安全マップ作成支援(17回)	4	子どもや女性自身の危険回避能力を 高めるため、防犯出前講座や各種研修 会等の実施が必要である。また、防犯意 歳の高揚等にも効果が認められる。		どもや女性の自主防犯意識を高 犯罪被害を未然に防ぐため、継
-	女性を犯罪被害やDV被害から引	るとともに、	女性に対す	する暴力の根絶を目指します。 	Γ	T	1 1		ı				Г			<u>'</u>	
	DV被害者支援等事業	生活文化スポーツ部	人権男女・ 多文化共生 課	DV防止啓発に関するリーフレットの作成、講演会、研修会等の実施により、一般県民、若年者層に対して正しい知識の周知を図るとともに、被害者支援団体に対し補助を行う。 被害者の状況に応じた適切な支援を実施するため、シェルター設置や同行支援を行う民間団体との連携による保護環境の整備及び、被害者の自立に向けた中長期的な支援を充実する。	数 ※H24までは学校数 ②配偶者早も担談主持ちい	① H22 - H23 9校 H24 11校 H25 11回 H26 10回 ② H22 2力所 H23 1力所 H24 1力所 H24 1力所 H25 1力所 H26 2力所	①10回 ②4カ所(市町 村支援策の検 討、市町村へ の設置の働き かけ)		①40回 ②4力所	3,850	7,002	1,891	DV啓発冊子、DV相談窓口カード、若年者向け啓発リーフレットを作成し、市町 村、県有施設、高校、大学等に配布。 DV被害者を支援する民間団体(3団体)へ、シェルター経費等の補助を実施。 DV被害者の自立をコーディネートする 支援体制の構築について、民間団体へ 委託。 高校・大学等へのDV防止啓発講師の 派遣(10回) 市町村配偶者暴力相談支援センター設置に向けた研修会等開催	をあ回き、ご、生堅いす。七の、地方	高校・大学等への講師派遣や啓発資料 :通じた予防教育は、DV防止に効果が 6る。また、被害者の自立のため、民間 のはと連携し就労支援等を行うことができた。 「第3次DV対策推進計画(第3次)」に基 5き、次のとおり重点施策へ取り組む。 デートDV講座の実施等により、高校 を、大学生などの若年者に対する予防 8発を図るほか、相談窓口カード等を用 かた一般県民への効果的な広報を実施 でる。 市町村における配偶者暴力相談支援 2ンク夫と図る。 市町村における配偶者暴力相談を掲 2ンク夫と図る。 力が実を図る。 たの、身近な相談体制 の大・大学を図るにか、対策を制 の大・大学を図るにか、対策を関係を制 の大・大学を図る。 大学を図るにか、対策を関係を表した、 大学を図るにか、対策を関係を表した。 大学を図るにか、シェルター等を退所後に は生活の中で自立して生活できるよ 、民間団体と連携した支援体制の構築 に図る。	D\ ため 4 被	/被害を防ぎ、被害者を支援する 、継続。 害者により身近な市町村及び民 体と連携しながら支援することか。
	女性保護事業推進	生活文化スポーツ部	人権男女· 多文化共生 課	DV被害者からの相談を受けるとともに、保護及び自立支援を行う。	①女性相談件数 ②一時保護所入所者数(延 べ人数)	① H22 5.599件 H23 5.919件 H24 5.270件 H25 4.298件 H26 4.287件 ② H22 1,361人 H23 987人 H24 860人 H25 973人 H26 843人	適切な支援	適切な支援	適切な支援	61,222	62,178		女性相談件数4,287件(対前年比99.7% のうち、DV相談件数1,841件(対前年比 95.4%) 一時保護所入所要保護女子延人数39 人(対前年比69.0%)、同伴児延人数453 人(対前年比111.0%) 三山寮入所要保護女子延人数415人 (対前年比66.0%)、同伴児延人数500人 (対前年比120.4%)	(は間あみ) 4 済の記	DV被害女性への適切な支援のためには、女性相談所だけでなく、市町村や民間団体、関係機関との連携が不可欠であるため、今後、連携を強化する取り組みを推進していく。また、被害女性の自立のためには、経済的自立に向けた中長期的な支援や心りケアの充実が求められており、女性相談所・三山寮における就業に関する支援り強化を図る。	ため 4 被	/被害を防ぎ、被害者を支援する、継続。 、継続。 害者により身近な市町村及び民 体と連携しながら支援することか。
	子ども・女性の安全確保対策掲	生活文化スポーツ部	消費生活課	子ども向け防犯出前講座、地域安全マップ指導者養成・作成支援、防犯教育ボランティアの養成や、女子中高生を主な対象とした防犯出前講座の実施などにより、子ども・女性の安全確保に努める活動を推進する。	①子ども(18歳以下の男女) ②若い女性(19歳以上) ※不審者から声を掛けられたり、付きまとわれたりする いわゆる「声かけ事案」で、 犯罪件数とは異なる	H26 677件 ②	対前年比で減少	対前年比で減 少	対前年比で減少	4,481	4,399	-	子ども向け防犯出前講座(183回)、女性向け防犯出前講座(16回)、地域安全マップづくり指導者研修(1回)、地域安全マップ作成支援(17回)	4	子どもや女性自身の危険回避能力を 高めるため、防犯出前講座や各種研修 会等の実施が必要である。また、防犯意 他の高揚等にも効果が認められる。	子。 4 め、 続。	どもや女性の自主防犯意識を高 犯罪被害を未然に防ぐため、継

【「 <u>は</u>	ばた	ナ群馬プラン」重点プロジュ	∟クト推進	重シート)] <pj8>8</pj8>													
			1		個別	事業(E)							決算額			事業の評価と改善の方向性	(H28	
Ė	<u> </u>	_					目標・指標	=			予算	草額	# (5F H).			部局評価		財政課評価
耳		事	į				実績値		目標値						評価:	評価の考え方	評価:	評価の考え方
_		回別事業名 D (予算上の事業または事項) 用	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	H22 H23 H24 H25 H26	H25 (前々年度)	H26 (前年度)	H27 (当年度)	H26 当初 (千円)	H27 当初 (千円)	H26 決算 (千円)	H26事業結果		※評価区: 1.廃止・休止・終了 <u>2</u> .縮小・・		
		犯罪抑止総合対策 (子ども・女性の安全対策)	警察本部	警察本部	先制・予防的な活動や事案に応じた検 挙又は指導・警告の実施等により、子ど も・女性の安全を確保する。	①声かけ事案等情報認知件 数 ②上州〈ん安全安心メール の登録件数	①H22:子ども699件 女性 240件 ①H23:子ども753件 女性 355件 ①H24:子ども827件 女性 344件 ①H25:子ども823件 女性 318件 ①H26:子ども677件 女性 223件 ②H22:20,772件(累計) ②H25:20,772件(累計) ②H26:33,914件(累計)		重大事案の未 然防止	重大事案の未 然防止	20,281 <i>の</i> 一部	51,581の 一部		声かけ事案等の前兆事案に対し、情報 収集と分析、犯行が予測される現場周辺 での警戒活動、検挙、指導・警告等を実 施。 ・指導・警告122件 ・検挙139件(迷惑行為防止条例違反、 軽犯罪法違反、公然わいせつ等)	4 <u>1</u>	声かけ事案等の情報収集に努めるとと もに、先制・予防的な活動や事案に応じ た検挙又は指導・警告の実施等により、 重大事案の未然防止対策を推進してき をが、引き続き、子どもと女性の安全を を保するために継続していく必要があ る。	4	子ども・女性を犯罪から守り、安全な 暮らしを確保するために必要な取組で あり、継続。
-	-	 ■ 犯罪の被害者とその家族が、平和	□ 悪な生活が記	」 送れるよう	│ 支援を推進します。										<u> </u>		Щ,	
		犯罪被害者等支援	生活文化スポーツ部			①犯罪被害者等相談受理件 数 ②ボランティア養成講座受 講人数	① H22 614件 H23 578件 H24 784件 H25 942件 H26 1,172件 ② H22 20人 H23 18人 H24 10人 H25 10人 H26 6人	①適切な相談 支援 ②20人	①適切な相談 支援 ②20人	①適切な相談 支援 ②20人	6,176	6,011	5,527	犯罪被害者等の支援を行う民間団体に 対し相談員設置や各種啓発事業を委 託。 第2次群馬県犯罪被害者等基本計画を 推進した。	4	犯罪被害者等支援は、その権利利益を 呆護し安心な暮らしを担保するものであ 人、重要性は高い。 行政や警察による支援だけでは対応は 推しく、柔軟できめ細かな対応が可能な 民間団体は不可欠な存在である。	4	犯罪被害者支援のための相談窓口 業務等を引き続き実施することは必要 なため、継続。
		犯罪被害者等支援	警察本部	警察本部	・犯罪被害者等の支援を行う民間団体に対し、相談員設置や各種啓発事業を委託する。 ・第2次群馬県犯罪被害者等あ支援に関すを策定し、犯罪被害者等の支援に関する取組の方向性を示し、総合的かつ計画的に各種支援施策に取組む。・犯罪被害者と家族が平穏な生活が送れるよう支援を推進する。	①被害者支援活動に対する 理解と協力を得る活動実施 数 ②犯罪被害者等に対する経 済的負担の軽減実施数 ③保護対策用機材の使用回 数	H22:67件 H23:65件 H24:83件	支害等知害と力②的を③対安援者をし者支を更負目再策心を現にの人めるのす害推ての民罪のへめるのす害推在では、対している。以前、対している。以前、対している。以前、対している。以前、対し、対し、対し、対し、対	害等知害と力②的を③対安が考を見、犯のへめるのは事理のる経軽のしきを表して支援をなりまでは自指被をしきないのであるのは事権でるのに罪理のる経軽のしきによっているがある。	支害等知害と力で、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して		7,610	6,486	① 中高生を対象に命の大切さを学ぶ教室を開催し、被害者遺族等による講演を通じて、命の大切さや被害者の心情を学ぶことにより、規範意識の醸成を図った。② 大学生を対象に被害者支護に対する理解と協力を呼びかけるとともに、被害者支援に係る社会参加活動への参加促進を図った。 ③ 各種会合等の機会に犯罪被害者遺接に頭の顧成を図った。 ④ 警察が行う被害者支援制度や相談窓口の周知を図るため、各種イベント会場等において広報活動を推進した。 ⑤ 公費支出制度を活用し、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図った。 ⑥ 無被害のおそれのある犯罪被害者等に対し、保護対策を推進した。	4 1	様々な施策を推進したが、引き続き、 P.罪被害者等の支援を行うために不可 Rな事業であるため、今後も継続する必 要がある。	4	犯罪被害者の支援及び被害者支援 への理解促進等の取組が進められて いる。引き続き、被害者支援に係る諸 対策を進めていく必要があることか ら、継続。
		性犯罪・性暴力被害者ワンストップ 支援センター運営	生活文化スポーツ部	多人化共生	性犯罪・性暴力被害者等の心身の負担を軽減し、被害の潜在化を防止するため、H27年度の「性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター」設置を目指し、必要な体制整備や啓発を実施	性犯罪被害者相談受理件数		適切な相談支 援	適切な相談支援	適切な相談支援	600	20,207	320	H27年度の「群馬県性暴力被害者サポートセンター」開設に向けて、関係機関との調整会議の実施、産婦人科や養護教諭、相談支援員等を対象とした研修や講習会の実施、関係者向けマニュアルの作成等を行った。	4 13	性暴力の被害者を総合的に支援する ためのサポートセンターをH27年度に開 設し、潜在化している性暴力被害者への 支援を開始した。 今後は、開設後の課題を整理しセン ターの機能充実を検討していく。	4	性暴力の被害者の潜在化を防ぐためには、支援を行うことは必要であり、継続。

		ナ群馬プラン」重点プロジェ ──				事業(E)							24 GC 05			事業の評価と改善の方向]性(H2	8年度予算への対応)
主							目標・指標				予算	算額	決算額			部局評価		財政課評価
な取	策	事 新					実績値		目標値						評価 区分	評価の考え方	評価 区分	評価の考え方
組(B)	CI	□ 個別事業名 □ (予算上の事業または事項) □ 掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	H22 H23 H24 H25 H26	H25 (前々年度)	H26 (前年度)	H27 (当年度)	H26 当初 (千円)	H27 当初 (千円)	H26 決算 (千円)	H26事業結果		※評価 1. 廃止・休止・終了 2 . 縮り	区分のリハー部原	孔例 発止·統合 <u>3</u> . 拡充 <u>4</u> . 継続
		通事故防止対策																
	l !	■ 自治体、関係機関・団体等の連携	を密にした	効果的な交	通安全活動の推進や段階的かつ	本系的な交通安全教育の	実施及び交通指導取締りの	の強化などに。	ヒり、交通ル− 「	-ルの遵守や [·]	マナーの向	力上を図る	とともに、	安全運転への意識向上を図ります。 	•			<u>.</u>
		交通安全対策 (交通安全総合推進、交通安全特 別対策)	県土整備部		四季の交通安全運動や子供から高齢 者の事故防止対策を関係機関等と連携 を図りながら推進する。	交通事故死者数の減少	H23:97人 H24:106人 H25:73人 H26:67人	_	-	75人 (H27年末)	5,033	5,389	4,732	H26交通安全実施計画に基づき、四季の交通安全運動等の活動を通じて、交通安全運動等の活動を通じて、交通安全の啓発活動を行った。 高齢者の交通事故防止対策として、「高齢者交通安全協力者養成講習会」や「高齢者しあわせドライブ(無事故・無違及コンテスト)」を実施し、高齢者の交通事故防止に努めた。 高校生の交通事故防止対策として、「スタントマンによる自転車安全教室」を3校実施し、高校生の交通事故防止に努めた。	4 3	交通事故発生件数及び負傷者数は 年連続して減少し、死者数は統計史』 少の67人となった。このうち、高齢死者 が42人と5割を超えており、引き続き高 者の交通事故防止対策が必要である 高校生の自転車事故の割合が高い から、引き続き自転車安全教室等、高 生の交通事故防止対策が必要である	:最 が ぶ齢 こと 校	警察本部や交通安全協会などと連携して交通安全意識を高めていく必要があるため継続。 「スタントマンによる自転車安全教室」については、その費用対効果等を踏まえた、実施方法の検証が必要。
		交通事故被害者支援	県土整備部	交通政策課	交通事故被害者の不安を解消するた めに、交通事故相談所の運営を図る。	交通事故発生件数の減少に 伴う相談件数の減少	H23:421件 H24:678件 H25:696件 H26:621件	_	-	-	4,381	4,431	4,370	交通事故による賠償問題や保険等について、相談員2名が電話や面接による相談に応じた。相談件数については、H25年度696件ーH26年度621件と減少した。 交通遺児支援制度一覧を作成し、関係機関に配布するとともに、県のホームページに掲載し情報提供に努めた。	4	交通事故発生件数の減少とともに、 談件数も減少傾向にあるが、交通事故 より悩み困っている県民の不安を解消 るため、交通事故相談所の活動を支持 する必要がある。 相談所の周知を図り、引き続き県民 サービスの向上に努める必要がある。	女に fす 爰 4	交通事故相談所の運営により、相談 者の不安を解消していく必要があるため継続。
		交通安全対策·交通指導取締	警察本部	警察本部	自治体等と連携した効果的な交通安全活動、段階的かつ体系的な交通安全全活動、段階的かつ体系的な交通安全教育、交通事故発生実態に即した交通指導取締り等を実施するとともに、H26年12月22日に公布・施行された群馬県交温安全条例に基づいた各種対策を推進し、県民一人一人の交通安全意識啓発を図る。	交通事故死者数	H22: 94人 H23: 97人 H24:106人 H25: 73人 H26: 67人	前年対比減少	前年対比減少	前年対比減少	55,242	55,611	49,414	① 各季の交通安全運動の推進 ② 関係機関・団体と連携した各種交通 安全対策の実施 ③ 小中高校生への安全教育 1,391回、254,759人 ④ 交通安全学習館を利用した交通安全教室10,500人 ⑤ 運転適性検査車等による出前式交通安全教育 229回、4,140人 ⑥ 交通指導取締りの推進	4 6	H26年に成果目標は達成したが、引続き、交通事故分析に基づく級密で効めな交通安全対策及び交通指導取納を実施し、交通死亡事故を抑止してい必要がある。	i果 iり 4 く	人身事故発生件数・負傷者数・死者 数等に一定の成果が認められる。今 後も、交通安全教育や安全な道路環 境の確保等の取組は必要であること から、継続。
		交通安全教育推進 新規	教育委員会	健康体育課	児童生徒等が関わる交通事故を減少させ、生涯にわたって安全な生活を送れる知識や態度の育成を目指し、関係機関の連携を強化するともに、喫緊の課題である中高生の交通安全意識を向上させるための取組を行う。	児童生徒等の自転車事故発 生人数	H22:1,154人 H23:1,247人 H24:1,233人 H25:1,277人 H26:1,352人	1,277人	1,200人	1,100人		1,055		平成2	27年)	度新規事業のため、事	業評	西対象外
			います。 記齢者に特・	化した交通	安全活動の実施など、高齢者を最	 重点とした交通事故の防	│ 止対策を推進します。	1	<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>		1 :			!
		交通安全対策(高齢者)	警察本部	警察本部	高齢者に対する交通安全教育や高齢者に特化した交通安全活動の実施など、高齢者を最重点とした交通事故の防止対策を推進する。		H22:50人 H23:48人	前年対比減少	前年対比減少	前年対比減少	55,242 の一部		49,414 の一部	① 高齢者に対する交通安全教室502回、24,022人 ② 75歳以上の高齢者を重点とした高齢者宅訪問指導の実施H26年2月~H26年12月:31,928人 ③ 電車利用の高齢者に対する電車内での交通安全教育の実施 ④ 上州びかっと運動の推進	4 1	高齢者の関係する交通事故は年々加傾向にあることから、高齢者に対す交通安全教育や交通安全対策を効果に実施してきたが、引き続き、高齢者・関係する交通事故を防止するため、計策を推進していく必要がある。	る :的 の 4	交通事故発生件数・死者数に占める高齢者の割合が増加傾向にあることから、高齢者に対する交通安全対策を進める必要があることから、継続。

		叶高ノノン」主点ノロン	ــــــــــــــــــــــــــــــــــــــ			事業(E)							ንት የታ ታን			事業の評価と改善の方向	向性(H2	3年度予算への対応)
							目標・指標	E R			予算	草額	決算額			部局評価		財政課評価
施策(事業へ	個別事業名	新規				実績値		目標値		-			H26事業結果	評価 区分	評価の考え方	評価区分	評価の考え方
C)	D)	四加争来句 (予算上の事業または事項)	/ 担当部 再 掲	号 担当詞 -	限 個別事業概要	成果(結果)を示す項目	H22 H23 H24 H25 H26	H25 (前々年度)	H26 (前年度)	H27 (当年度)	H26 当初 (千円)	H27 当初 (千円)	H26 決算 (千円)			※評価 1.廃止・休止・終了 <u>2</u> .縮小	区分の \・一部	l例 ≷止·統合 <u>3</u> . 拡充 <u>4</u> . 継続
	•	歩道や信号機・道路標識等の	安全で安心な	交通環境	を整備します。	1			ı	1	ı			I	1 .			
		歩道整備、交差点改良	県土整備	部 道路管理都市計画	課 歩行者、自転車の関係する事故や交 課 差点付近での事故を防止するため、歩 道整備及び交差点改良等を実施する。	通学路の歩道整備率	H23:72.9% H24:77.0% H25:81.9% H26:82.7%	76.8%	81.9%	80.0%	2,426,644	2,319,692	3,860,375	道路利用者に対する未然の事故防止、 安全で快適な交通確保のため、(国) 25 4号ほか計105箇所の歩道整備事業、 (主)前橋館林線ほか計30箇所の交差点 改良事業の用地買収及び工事の進捗を 図った。	あき交「連定促	通学路の歩道整備率は最終目標値 る80.0%は前倒しで達成することが たが、全国的にも児童が巻き込まれ 通事故は後を終たない。 このため、学校関係者と交通管理者 携し「通学路交通安全ブログラム」 して、通学路の交通安全対策の更 進に取り組んでいることから、今後 して事業を実施する必要がある。	で いる たま なる	道路利用者の安全を確保する必然あるため継続。 今後も、効果的な事業推進に努め必要がある。
		交通安全施設整備	警察本音	③ 警察本i	信号機・道路標識等の整備と適切な管理により、安全で安心な交通環境を確保する。		H22:70基 H23:68基 H24:65基 H25:66基 H26:50基	60基	50基	60基	1,588,396	1,621,559	1,554,699	道路交通の安全と円滑を図り、県民生活に適応した交通環境を実現するため、以下の事業を実施。 ・交通管制センターの整備・拡充・交通情報収集提供装置の整備・信号機の新泉・改良・老朽化した信号柱の建て替え・道路交通実態に適合した交通規制	す 4 も つ	安全安心かつ円滑な交通環境を確 るためには不可欠な事業であり、今 交通環境の変化に対応した効果 効率的な交通安全施設の整備を組 る必要がある。	後 か 4	引き続き、安全で安心な交通環境整備する必要があるため、継続。 交通安全施設については、大量! 新時期をむかえていることから、の状況を的確に把握し、限られた。 算の中で適切に維持管理を行ってことが必要である。
Н									2 31	│ !罪•交通事故の	Rt 上 小針		4,997,375		<u> </u>			<u>!</u>
:派 事	电土	被害の防止・食の安全	佐 伊						- 70		·1·81		.,207,070					
			作体															
Iг			大を防止す	るため、難	馬県消費者行政推進本部の機能強	化により、関係情報を確信	BL. 関係機関との緊密なる	重増を図ります										
		消費者行政活性化推進		ス波典生活	H21からH24までの4年間、消費者行ご活性化基金を活用し、消費生活相談の体制整備を行った。 県民の身近なところでの消費生活センター(対象機等れたが、全後ま市駅村の開	女 , , 双 , 消費生活相談体制の整備	H22 22市町村(63%) H23 29市町村(83%) H24 35市町村(100%) H25 35市町村(100%)	35市町村 (100%)	35市町村 (100%)	35市町村 (100%)	74,258	53,702	48,899	消費者行政活性化基金を活用し、住民に身近な市町村における消費者行政の取組を支援するほか、県消費生活センターの強化、各種啓発活動などを実施した。	4 図	肖費者にとって身近な消費生活相談の整備と併せて相談員の資質向上られた。 今後は、整備された相談体制の維持 だに向けて、市町村への支援を継りる。	.も ∳・ 4	消費者被害を防止し、消費生活 安定を図るため、継続。
		消費者被害防止対策	生活文化ポーツ部	ス消費生活	高齢者の深刻な消費者被害を防止するため、行政関係者だけでなく、事業者等を含め社会全体での見守り体制を一層強化する。		H22 - H23 - H24 - H25 6者 H26 2者	5者	3者	10者(3力年)	978	974	657	日常業務で高齢者の接する機会が多い事業者2者と見守り協定を締結し、きめ細かい見守り体制の整備を図った。	4 大	高齢者の消費者被害の未然防止と 防止のため、一層の見守り支援が。 である。		高齢者に身近な事業者と連携し 害防止するため、継続。
		動物愛護	健康福祉	部 衛生食品	H27年度開設予定の動物愛護拠点施設において、動物愛護推進員等の民間活力を活用し、動物(犬・れこ その他)の飼養に関する指導・啓発を行い動物愛護の普及啓発と動物による県民の生命、身体及び財産に対する侵害を防止する。 課動物取扱業者の一層の適正化を図り消費者等への被害の防止及び動物福利の自上を図るため、動物取扱責任者の義務研修を適切に開催する。動物に関連して、被害者・加害者にならないよう、動物のあい教室等により子どもの時から動物との正しい関わり方を知ってもらう。	①犬ねこ・動物取扱業者・特、 定動物に関する苦情件数 は②動物愛護推進員の委嘱数	②動物愛護推進員数	5,700件 ②動物愛護推 進員50人 ※前橋市・高 崎市を除く	①苦情件数 5,700件 ②動物愛護推 進貞50人 終前橋市・高 崎市を除く	進員60人	9,404	32009	8,640	動物愛護推進員による適正飼養の助言・啓発活動や保健福祉事務所での動物の飼育者、動物取扱業者への指導を行った。前年度に比べると、苦情件数はわずかに減少したが、依然として犬猫に関する苦情が多いのが現状である。	動 務 4 る	助物愛護の普及啓発や動物の飼育 物取扱業者に対する適正飼養指導 は、県民が安全で衛生的な暮らしる ために欠かせない事業であるため、 して実施する。	業 す 継 4	県民が安全かつ衛生的な環境で活できるよう、動物との正しい関わけについて普及啓発を行う事業でるため、継続。
		動物愛護拠点施設整備	健康福祉	部 衛生食品	動物愛護関係業務を充実・強化するため、県内10保健福祉事務所で行っている動物関係業務を集約し、拠点施設を記置する。	動物愛護センターの設置と	-	実施設計	施設建設	動物愛護センターの設置と動物愛護事業の充実	165,250	29264	66,831	動物愛護センター建築工事に着手した。		H27年度に動物愛護センターが竣コ ることから、本事業は終了とする。	1 ع	H27年度に動物愛護センターが剪 となることから、事業終了。

ナ郡	其馬プラン」重点プロジ:	<u>ェクト推</u> 達	<u> </u>] <pj8>11</pj8>												
		_		個別	事業(E)							決算額			事業の評価と改善の方向性	(H28年度予算への対応)
						目標・指標	!			予算	額	八升识			部局評価	財政課評価
事 業 	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ŕ				実績値		目標値					 	評価 区分	評価の考え方	評価 区分 評価の考え方
D D	個別事業名 (予算上の事業または事項) 損	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	H22 H23 H24 H25 H26	H25 (前々年度)	H26 (前年度)	H27 (当年度)	H26 当初 (千円)	H27 当初 (千円)	H26 決算 (千円)	П ∠ 0 争未而未	<u>:</u>	※評価区: <u>1</u> . 廃止・休止・終了 <u>2</u> . 縮小・・	分の凡例 -部廃止・統合 <u>3</u> . 拡充 <u>4</u> . 継続
4	生活衛生	健康福祉部	3 衛生食品割	生活衛生関係営業施設の監視及び指導を継続的に実施することにより、公衆衛生水準の維持向上を図り、県民の健康と安全な生活衛生環境を確保する。公衆浴場等入浴施設の衛生管理責任者等を対象としたレジオネラ症防止対策習会を定期的に開催することを通して、営業者の自主的な衛生管理の取組を促進するとともに、安全・安心な入浴施設の提供の推進を図る。		H23 : 1.493件 H24 : 1.058件 H25 : 1.139件 H26 : 1.258件	1.700件	1,700件	1,700件	2,183	2293		生活衛生関係営業施設の監視指導等 を実施し営業施設の衛生水準の維持向 上を図り、県民の安全で安心できる生活 環境を確保した。 また、入浴施設におけるレジオネラ対 策講習会を実施し、営業者の衛生管理 意識を向上させた。	業務 衛生 4 の向 衛生	活衛生関係営業施設等の監視指導 や生活衛生関係営業者を活用した 指導事業等は、営業者に衛生管理 上を促し、県民の健康と安全な生活 環境の確保に繋がるものであること 、継続して実施する必要がある。	県民の生活環境を衛生的かつ に保つために必要な事業である 継続。
ķ	端緒情報を受ける「消費生活セン	ター」の情報	報収集機 能	の強化や消費者への迅速・的確な	情報の提供を図るための	体制を整備します。										
?	肖費者行政活性化推進 ^再 技	i 生活文化ス ポーツ部	`消費生活課	H21からH24までの4年間、消費者行政活性化基金を活用し、消費生活相談の体制整備を行った。 県民の身近なところでの消費生活センターは整備されたが、今後も市町村の取り組みを下支えする必要があり、現在の紙相談体制の維持・充実のほか、消費生活センターの周知、相談員のレベルアップ等を支援していく。また、消費者行政部門のみならず、関係機関と連携して一層消費者被害の未然防止に取り組む。		H22 22市町村(63%) H23 29市町村(83%) H24 35市町村(100%) H25 35市町村(100%)	35市町村 (100%)	35市町村 (100%)	35市町村 (100%)	74,258	53,702		消費者行政活性化基金を活用し、住民に身近な市町村における消費者行政の 取組を支援するほか、県消費生活セン ターの強化、各種啓発活動などを実施した。	ロの 図ら 4 今1	費者にとって身近な消費生活相談窓 整備と併せて相談員の資質向上も れた。 後は、整備された相談体制の維持・ に向けて、市町村への支援を継続。	消費者被害を防止し、消費生 4 安定を図るため、継続。
1	急品安全検査	健康福祉部	3 食品安全調	年度検査計画に基づき、食品安全検査センターにおける放射性物質検査を 含む食品安全検査を効果的に実施し、 本県産及び県内流通食品の安全の確保 を図る。	残留農薬検査対象項目数	H23:240項目 H24:240項目 H25:248項目 H26:248項目	248項目	254項目	260項目	18,670	18,495		県民の関心が高い放射性物質や農薬などの流通食品の検査を行うことで、食品の安全を確保することができた。	4 全を	費者の視点から県内流通食品の安 科学的に確認することは重要で、今 継続して行う必要がある。	県内に流通する食品の安全 4 保のために不可欠な事業であ め、継続。
1	食品衛生検査施設業務管理	健康福祉部	3 食品安全調	食品衛生法に基づく食品衛生検査の 業務管理(GLP)を適正に執行し、信頼 性のある検査データを提供することにより、検査の透明性と試験検査の信頼性 を確保する。	外部精度管理調査適合率	H23: 94.4% H24: 94.4% H25: 94.4% H26: 88.9%	100%	100%	100%	7,771	7,405		外部機関による検査技術評価を受検することにより、検査精度の信頼性を確保 することができた。	4 基づ	部精度管理調査は、食品衛生法に 〈食品検査の信頼性を確保する上で な業務管理である。	県が実施する食品検査の精度 4 に必要であるため、継続。
■ 加	女射性物質に関する検査等を継	続的に実施	し、食の安	全を確保します。												
7	詳馬のきのこ安全確保対策	環境森林部	3 林業振興課	きのこ類、及びきのこ原木等の生産資 材について安全検査を行い県産きのこ の安全性の確保を図る。	検査検体数	H23 128件 H24 311件 H25 305件 H26 303件	240件	345件	240件	6,988	7,111		原木及びほだ木等の放射性物質検査を 実施し、栽培技術管理を徹底することに より、県産きのこの安全性の確保を図り、 風評被害の払拭に努めた。 ・原木指標値検査:258件 ・ほだ木指標値検査;321件	4 超え	木及びほだ木は依然として指標値を ている場合があるため、検査を継続 必要がある。	現在でも原木やほだ木についる 標値を超えているケースがあり 学女全なきのこを生産するための 的な検査であるため継続。
17	きのこの放射性物質に関する研究	環境森林部	3 林業試験均	きのこの放射性物質に関する研究(~ H26年度) きのこ原木林再生技術の開発(H27年度~)	方法確立 ・汚染原木林リフレッシュ技 術の開発	H23: ホダ木除染予備試験 H24: 検査数1025件、検査結 果マップ作成、シイタケへの移 行率、除染試験実施 H25: 検査数880件、検査マッ プ作成、移行率低下試験実施 H26: 検査数570件、検査マッ プ作成	よど500件 ・データベース	など5001午	など4001 年	1,285	1,273	1,238	シイタケ原木指標値検査の結果を24、25年度分と合わせ地図に落とし、原木業者及びシイタケ生産者に普及部門を通じ、提供した。 汚染状況の異なる原木シイタケほだ場における周辺環境からほだ木への汚染状況を把握する実証試験を行った。比較的空間線量の高い調査地ではほだ木への汚染が見られたが、指標値を下回っていた。 各種資材による周辺環境からほだ木への汚染低減実証試験を行ったが、明確な傾向はなかった。	な場でた接に、にのらい、 というにあいる。に専まは再始	のこ原木検査結果マップは安全安心イタケ生産に大いに役立った。ほだおけるほだ木の再汚染問題は課題るが、着実に知見を積むことができ引き続き行政、普及、試験研究が密連携し、生産者が安心して生産活動念できるように努めたい。 た、原木シイタケ生産の継続のため汚染されたシイタケ原木(コナラ)林生が大きな課題である。HZ7年度かまった「きのこ原木林再生技術の開重要な研究である。	安全なきのこ原木に関する状 情報提供や、ほだ木の再汚染 等、安心安全なきのこ生産のた 研究を行っており継続。

				個別爭	事業(E)							決算額			事業の評価と改善の方向	性(H28年	F度予算への対応)
						目標·指標				予算	額				部局評価		財政課評価
事	 	新				実績値		目標値						評価	評価の考え方	評価 区分	評価の考え方
o o	個別事業名 (予算上の事業または事項) 料	見 / 担当部局 再 曷	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	H22 H23 H24 H25 H26	H25 (前々年度)	H26 (前年度)	H27 (当年度)	H26 当初 (千円)	H27 当初 (千円)	H26 決算 (千円)	H26事業結果		※評価[1. 廃止・休止・終了 2 . 縮小	☑分の凡例	列 上・統合 <u>3</u> . 拡充 <u>4</u> . 継紀
بر	農産物等放射性物質検査	農政部	農政課	県民の食の安全を確保するため、農畜 産物等の検査を行うとともに、農地土壌 の放射性物質のモニタリング調査等を行 い、農家指導に役立てる。	典产物学調本设计物(典类)	H22 - H23 2,362検体 H24 4,355検体 H25 3,655検体 H26 2,587検体	3,386検体	3,071検体	2,929検体	10,705	10,616	10,475	県産農畜産物等の安全性を確保するため、農業技術センターのゲルマニウム半導体検出器等により、放射性物質検査を実施した。また、農地土壌のモニタリング調査も行い、農業者の生産対策の基礎資料とした。	4 .8	今後も継続した監視・調査が必要であ っこのため、引き続き農畜産物等の3 ☆検査を適切に実施していく。	5 の そ 4 考 た	検体数は減ってきており、原 原無評被害も減少傾向にある えられるが、なお風評被害才 めに、農畜産物の安全検査 き実施する必要があり継続。
-67	学校給食安心対策(事前検査)	教育委員会	健康体育課	放射性物質検査機器を各教育事務所 に設置し、学校給食実施者による学校 給食食材の事前検査を支援する。	検査検体数	H22:- H23:- H24:2.230検体 H25:1,484検体 H26:1,096検体	2,200検体	1,600検体※一	1,600検体※左	1,766	1,651	1,893	県が設置した放射性物質検査機器を 活用して、市町村等学校給食実施者による学校給食等食材の事前検査が1,096件 実施された。	る 糸 て 査 る ・ 耶	学校給食等食材の事前検査を実施すことにより安全性を確認し、さらに検すにより安全性を確認し、さらに検すま果を公表することによって、県民に家安かを提供しているが、県内には、を機器が整備されていない市町村があことから、今後も検査需要が見込まれため継続して取り組む必要がある。検査を継続するため、機器を運用する。	を に 検 な て 食 る	希望する団体の検査を実施 検査結果を周知することで、 の安全・安心の確保に貢献 引き続き学校給食の安全を行 ため、継続。
1 1	食品の安全性をはじめとする食は	に関する知識	と理解を認	深めるため、リスクコミュニケーション	を支える人材育成の充乳	実を図ります。											
	Jスクコミュニケーション推進			食品安全に関する情報や認識を共有し、関係者間の相互理解と信頼を構築するために食品安全県民会議、食品安全語部の会などの意見交換会、研修会などへの講師派遣を実施する。食品のリスクについて理解を深める講座を開催し、身近な方に食品の安全・安心確保の取り組みやその考え方を伝える人材を育成する。	リスクコミュニケーションの参 加者数	H23:4,687人 H24:4,645人 H25:2,790人 H26:1,963人	2,000人	2,000人	H27までの 累計10,000人	1,516	1,654	963	食品安全県民会議を2回、食品安全語部の会等を2回、講師派遣を15回実施し、異物混入や健康食品などをテーマに関係者間の相互理解を促進した。 食の専門家を対象とした食品安全セミナーを開催し、食品安全セミナーを開催し、食品安全に関して正しい情報を発信する人材を育成した。また、県内で冷凍食品に農薬が混入した事件が発生したことを受け、フードディフェンスに関するパネルディスカッションを開催した。	で き 4 と は は は は は は は は は は は は は は は は は は	食品に関する様々な事案が発生して中、食品のリスクに関して継続して科学的な情報を提供し、消費者の理解促図る必要がある。 リスクコミュニケーションを広げていくの、情報発信力のある栄養士や食品得 責任者など、食の専門家に対し、学でる機会を提供する取組を継続する必	進 た 4 を 耳	食の安全に関し、県民に正 提供すると同時に、県民の; を傾ける機会であるため、â
1 1	食品の安全性に関するわかりや	すい情報の	提供と情報	公開を促進します。 □	ı	I	I	I								 	
- 1	食に関する理解促進 (食品表示理解促進、農林水産物 安全・安心推進)	健康福祉部		食品表示をはじめ、県民が抱く食の不安に対して、「食の安心ほっとダイヤル」により、分かりやすく丁寧に対応し、暮らしの安心を図る。 消費者の施設見学及び意見交換を受け入れる食品関連事業者の募集、消費者広報並びに消費者の施設見学のきっかけ作りを行う。 消費者の残留農薬や輸入農産物等に対する不安や疑問の解消のため、消費者を不安や疑問の解消のため、消費者を必要に生産現場での体験、見学、生産者との意見交換を行う。	①食の安心ほっとダイヤル の対応件数 ②「食の現場公開事業」登録 事業者数	①食の安心ほっとダイヤルの 対応件数 H26:181件 ②事業者登録数 H23:59事業者 H24:62事業者 H25:63事業者 H26:65事業者	①- ②62事業者	①250件以上	①250件以上 ②62事業者	3,425	3,282		H26年度から「食の安心ほっとダイヤル」を開設し、多くの県民からの食の不安や相談に分かりやすく対応することで食品への安心につなげることができた。 食の現場登録事業者数の目標は達成、維持している。食の現場を訪れるきかけとして消費、親子リボーター、探訪ラリー、見聞隊、合同的問会、輸入農産物基礎講座などの各事業を実施し、意見物基礎講座などの各事業を実施し、意見な技術をできた。	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	県民の食の安全に関する相談窓口を 継続して開設し、食品表示のみならず、 民の食に関する不安解消に努める必 をがある。 また、消費者が食の現場を訪問する、 は、事業者との相互理解を深め、事事 による食の安全・安心への取組に の知識や理解を深めるために有効であ とから、継続して実施する。	う - 4 る 解	食を取り巻く環境は変化を続 ことから、県民の食に関する 消するため、継続
1	食中毒発生の未然防止を図りま	<u> </u> す。															
	食品衛生	健康福祉部	衛生食品課	食品営業許可、食中毒原因物質の究明、食品衛生に関する監視指導・啓発、HACCPシステムの導入推進、食品表示の適正指導及び民間団体による自主的管理体制の強化支援により、食中毒発	食品営業施設監視目標件数	H23 : 19,245件 H24 : 21,748件 H25 : 26,348件 H26 : 26,609件	18,500件	18,500件	18,500件	39,976	40,161	36,845	食品衛生監視指導計画に基づいて、営業施設の監視指導、収去検査等を実施することにより、食品の安全性を確保した。また、年末に発生した冷凍食品農薬混入事案については施設調査や自主回収の周知等を行い、適切に対応すること	4 7	食中毒被害の予防・拡大防止のため 下可欠な事業であることから、継続する な要がある。		食中毒被害の予防・拡大防 に不可欠な事業であること。 i。

'ı <u>19</u>	171:	け群馬フラン」重点フロジェ	クト推進	[ソート]	<pj8>13</pj8>												
			個別事業(E)										決算額		事業の評価と改善の方向性(H28年度予算への対応)		
		*				目標・指標					予算額		TO TOTAL		Ĺ.,	部局評価	財政課評価
で取糸(E)	施策	業					実績値	目標値							評価 区分	評価の考え方	評価 区分 評価の考え方
	C	(予算上の事業または事項) 用掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	H22 H23 H24 H25 H26	H25 (前々年度)	H26)(前年度)	H27 (当年度)	H26 当初 (千円)	H27 当初 (千円)	H26 決算 (千円)	H26事業結果		※評価区: 1.廃止・休止・終了 2.縮小・-	♪の凡例 -部廃止・統合 <u>3</u> . 拡充 <u>4</u> . 継続
		乳肉衛生	健康福祉部	衛生食品課	食肉処理施設、食鳥処理施設における衛生指導、食肉の検査、食中毒菌の調査を実施し、安全な食肉の供給に努める。 県内でと畜された牛の放射性物質検査(スクリーニング検査)を実施し、安全・安心な牛肉の供給に努める。 乳処理施設に対する衛生指導及び製品の検査により安全な牛乳の供給に努める。	と畜検査頭数	H23 : 579,797頭 H24 : 577,850頭 H25 : 569,108頭 H26 : 539,353頭	570,000頭	570,000頭	566,000頭	115,651	115,864	99,290	と畜場、食鳥処理場において、と畜検査、食鳥検査、BSE検査を実施して、食肉の衛生を確保することができた。また、県内でと畜された牛肉の放射性物質について引き続き全頭検査を実施した。乳については、食品衛生監視指導計画に基づいて乳処理施設の監視指導、収去検査を実施した。	4	と畜場法及び食鳥検査法に基づいて、 食肉、食鳥肉の安全を確保するために必 変しないり組みである。また、放射性物質 食査は牛肉に対する消費者の信頼を確 呆するために重要である。 乳の安全性確保は、学校給食への供 給もあり、引き続き適切に実施する必要 がある。	安全な食肉、牛乳等が流通・消費さ 4 れるために重要な検査であるため、継 続。
									3 消費者被害の	防止・食の安全	確保 小計				•		
4	県.	民による安全な地域づくり															
	(1):	地域の消防・防災体制の充実															
		■ 消防団に係る各種PRや消防団協	力事業所刻	長示制度の	普及を通じた入団促進を図るなどし	て、地域の消防体制のチ	た実・強化を推進します。										
		消防学校運営	総務部		消防職員・消防団員等の教育・訓練を体系的に行い、地域住民から信頼され、臨機応変に状況対応できる消防人を育成するため、消防学校を運営する。	消防職団員・関係団体教育 回数	H22 110	50回	100回	教育訓練を継続し現場対応 力のある消防 人を育成する	66,809	68,365	67,241	消防職員・消防団員等の教育訓練実施計画に基づき到達目標に達するよう教育訓練を行なった。	4	消防職員・消防団員等の教育訓練実施 計画に基づき到達目標に達するよう教育 訓練を行い資質、技術の向上を図り、現 景対応力のある消防人の育成を図って いく。	消防・防災体制の充実のため、消防 4 職員・団員の育成及び資質向上を図 ることは不可欠であることから、継続。
		消防団員確保対策	総務部	消防保安課	消防団員の充足率低下に歯止めをかけるため、インターネットを活用した広報の充実や、応援ゲッズの作成等を行い、啓発活動を強化する。	消防団員の充足率	H22 93.5% H23 92.6% H24 92.9% H25 92.3% H26 92.7%	94.5%	95.2%	96.0%		800	_	消防団員が年々減少しており、消防団への理解と入団を促進し、充足率向上を図るための取り組みとして、新成人等、将来活躍が期待される若年層に対する広報活動を実施した。また、今後の団員に保対策に向け、県内の若手消防団員に対してアンケート調査を実施し、調査結果を市町村と共有した。	3	今後も県内消防団員の充足率を高めるための施策を充実させる必要があり、関系団体等と連携し、より効果的な施策を 会討する。	消防団への加入促進を図り、団員の 充足率向上を図るため、継続。 新たな取組や事業内容の拡充につ いては、これまでの取組の効果検証 や既存事業の見直し等と合わせて検 討。
		危機管理·防災対策推進 再 掲	総務部	危機管理室	危機管理体制の整備を図るとともに、 防災に関する啓発を推進し、災害の発生に備える。 またテロや武力攻撃等の緊急事態に 備え、国民保護対策を推進する。	県民の生命、身体、財産及び安心・安全な県民生活を 確保すること。 迅速的確な情報収集を始めとする危機管理体制を整備すること。関係機関との連 絡体制を強化すること。	雨期における増強体制の確立 24時間365日の宿日直体制の			炎音対束本部実施室の設置	14,862	14,974		24時間365日の宿日直体制(適宜増強 体制)の継続 地域防災計画の修正及びこれを踏まえ た総合防災訓練や災害対策本部図上訓 練を実施した。	4 .	いつ起こるかわからない災害等に備え て、引き続き対策を推進する。	総合防災訓練や図上訓練等を実施 4 し、災害に備えるための経費であり、 継続。
		■ 自主防災組織の結成や育成を推進し、地域防災力の強化を図ります。															
		地域防災カパワーアップ支援	総務部	危機管理室	自主防災組織の新規結成や既存組織の活性化に向け、市町村と連携し、県民防災塾や災害対応先進地視察研修会の開催等を通じ、地域防災力の向上を図る。	自主防災組織の組織率	組織率 H22 76.3% H23 78.4% H24 80.1% H25 81.9% H26 (H27年8月頃把握予定)	組織率 81.78%	組織率86.7%	組織率 90%	135	236	73	自主防災活動のリーダーを育成するため、「県民防災塾」を高崎消防、多野藤岡消防、富岡甘楽消防管内の各地域で開講した。 災害対応先進県の新潟県を訪問し、実災害対応経験者の講義を聞き、自助・共助の重要性等について学ぶとともに、被災地等の視察を行うことで、地域防災のリーダーの養成支援を行う被災地(新潟県内)視察研修を行った。	3	地域防災力の向上や活性化を図るためには、市町村との連携をさらに強化し、 引き続き当事業の効果的な実施が必要 不可欠である。 自主防災組織の組織率向上、活性化 及び防災士の活用方策等に係る、ワー オンググループでの検討結果を踏まえ、 リーダーとなる人材の育成について、事 業内容を拡充して実施したい。	地域防災のリーダーとなる人材の育成は必要であり、継続。 事業の拡充については、県として取り組む必要性や事業内容を確認の上、他事業の見直し等とあわせて検討。
		地域災害対応力養成支援	総務部	危機管理室	地域防災力の向上、特に地域防災リーダー育成と地域の災害対応能力の向上を図るため、地域における具体的な災害 予防及び災害発生時の応急対応に効果を発揮する以下の事業について、市町村と連携し実施する。 ①災害図上訓練(DIG)モデル事業 ②避難所運営ゲーム(HUG)モデル事業	①災害図上訓練(DIG)実施 回数 ②避難所運営ゲーム(HU G)実施回数	H25 ①4回 ②8回 H26 ①3回 ②6回	① 5回 ②10回	①10回 ②10回	3年間計 ①35回 ②35回	1,899	2,561	1,111	地域の災害対応力の向上を図ることができるゲーム的訓練(DIG・HUG)を、市町村と連携してモデル事業として実施。 H26年度に実施した一部市町村ではこの事業によりノウハウを取得し単独で実施するなど、地域への指導力の強化を図り、地域全体の防災力の底上げを図られた。	2	H25年度より3か年計画で実施してきた 事業であるが、未実施の市町村もあるこ とから、事業を縮小しながらも、継続して 実施。	未実施の市町村での実施を基本として、事業規模を縮小。 2 市町村が主体的に取り組めるよう、 市町村のノウハウの伝達をより一 層推進する。

		個別事業(E)											14 MT 4T		事業の評価と改善の方向性(H28年度予算への対応)		
<u></u>		、				目標·指標					予算額		決算額		部局評価	財政課評価	
主な取り	事業		f e		人國別事業概要	成果(結果)を示す項目	実績値	目標値						評価 評価の考え方	評価 区分 評価の考え方		
組 (C)	C D		担当部局	担当課			H22 H23 H24 H25 H26	H25 (前々年度)	H26 (前年度)	H27 (当年度)	H26 当初 (千円)	H27 当初 (千円)	H26 決算 (千円)	H26事業結果	※評価区分の凡例 1.廃止・休止・終了 2.縮小・一部廃止・統合 3.拡充 4.継続		
(2)	地域	或の防犯体制の強化															
		犯罪のない安全な地域づくりを推進するため、自主防犯活動への支援を行います。															
		犯罪抑止総合対策 (地域防犯体制強化)	警察本部	警察本部	犯罪のない安全で安心な地域づくりを 推進するため、自主防犯活動への支援 を行う。	自主防犯パトロール団体構 成員数	H22:800団体、80,257人 H23:785団体、79,933人 H24:768団体、80,382人 H25:755団体、79,043人 H26:764団体、80,854人	增加活性化	增加活性化	增加活性化	20,281 の一部	51,581 の一部	17,400 の一部		犯罪のない安全で安心な地域 ため、自主防犯ボランティアに対 4 援を推進してきたが、引き続き、 犯活動への参加促進を推進して がある。	する支 進めるため、地域における自主防犯 自主防 4 活動の活性化を図り、県・市町村、	
(3)	地域	における交通安全対策		I		I	I		l	1	1				l ,		
	プロング して はな エスス **********************************																
		交通安全対策 (交通指導員活動促進)	県土整備部	交通政策課	四季の交通安全運動や子供から高齢 者の事故防止対策を関係機関等と連携 を図りながら推進する。	交通事故死者数の減少	H23:97人 H24:106人 H25:73人 H26:67人	-	-	75人 (H27年末)	3,750	3,750	3,750	児童生徒の交通事故の防止を図るため、各市町村に対し、補助金を交付し、交通指導員の充実及び確保を図った(交通指導員の被服費の一部を補助)。	交通指導員は、児童生徒の登における保護・誘導等の活動によ 域の交通安全に関し重要な役割 4 いる。 交通指導員の高齢化に伴い、3 図る必要があるが、引き続き交近の活動を支援する必要がある。	kり、地 を担って 引き続き、市町村と連携しながら、 4 童生徒の交通事故防止を図っている が要があるため継続。	
	-1		ı	1	I	I	I	1	4 県民に	 よる安全な地域 [*]	づくり 小計			ı	l	1 2	